

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、国民年金保険料に相当する現金を母に渡しており、母が、それを母自身の分と一緒に納税組合を通じて納付していたと思う。申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立人の母が母自身の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人とその母の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、申立人の母は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識の高い申立人の母が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月21日から45年9月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を44年9月21日に、資格喪失日に係る記録を45年9月27日とし、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月1日から47年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、46年2月から同年9月までは7万2,000円、同年10月から47年3月までは8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月21日から45年9月27日まで
② 昭和46年2月1日から47年4月1日まで

私は、昭和44年9月21日にA社に正社員として入社直後に海外転勤となり、修理の仕事を行っていたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、私は、申立期間②には、A社に在籍しながら、C社（現在は、B社D工場）の設立準備を行っていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、それぞれ被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の氏名及び業務内容等についての申立人の記憶並びに複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、当時の経理担当者は、「正社員であれば、全従業員が厚生年金保険に加入していた。」と述べている上、複数の同僚は、「申立人は正社員だった。海外で勤務した従業員も、国内で勤務していた従業員も、全員が厚生年金保険に加入していた。」と述べている。

さらに、B社では、申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録が無い一部の正社員に対し、「当社又は当社との合併前の事業所であるA社の在籍期間において、厚生年金保険の欠落が発生している。同社若しくは社会保険事務所（当時）での事務処理の誤りによるものと思われる。」旨の文書を送付していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同職種で、当時、申立人と一緒に海外で勤務した同僚のA社における昭和44年9月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当であり、また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同質性の高い同僚の申立期間②の社会保険事務所の記録から、46年2月から同年9月までは7万2,000円、同年10月から47年3月までは8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否か不明としているが、申立期間①及びその前後の期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常的事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年9月から45年8月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否か不明としているが、申立期間②に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てど

おりの資格喪失届の提出等いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主が、昭和46年2月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から47年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の掛金を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準給与月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和41年11月24日から42年3月31日までA社に臨時職員として勤務した後、同年4月1日に同社の正職員となり、平成2年8月末まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の組合員記録が欠落している。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令により、申立人は、申立期間において、主事補としてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「辞令交付後は正職員として通常の勤務を行っていた。」と述べているところ、C共済組合では、「通常の組合員の労働時間又は勤務日の2分の1以上があれば、組合員の資格を満たしている。」としている。

さらに、A社の指導的立場にあるD団体では、「申立人は、昭和42年4月1日に正職員として採用される前に5か月の臨時職員期間があったので、同日の主事補辞令後はC共済組合に加入すべき者であったと思われる。」としている上、同僚二人は、「A社で主事補となった時にC共済組合に加入した。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準給与月額については、C共済組合から提出された申立人の昭和42年6月1日付けの組合員資格取得届から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の事業主による納付義務の履行については、事業主は、掛金を納付したか否か不明としているが、前述の組合員資格取得届によれば、申立人は、昭和42年6月1日に組合員資格を取得したことが確認できることから、C共済組合は、申立人に係る同年4月及び同年5月の掛金について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和61年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月から62年2月までは28万円、同年3月から同年9月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年10月1日まで
申立期間のオンライン記録上の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額と相違しており、納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、A社B工場から提出された申立人に係る給与支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額から、昭和61年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月から62年2月までは28万円、同年3月から同年9月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から43年2月1日まで

私は、昭和42年10月1日にA社に入社し、その時から社会保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「全員が厚生年金保険に加入していた。私は、入社と同時に厚生年金保険に加入しており、試用期間は無かった。」と述べている上、A社の社会保険事務担当者は、「申立人については、昭和42年10月1日付けで厚生年金保険被保険者資格取得の手続きを行い、厚生年金保険料を給与から控除していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び前述の社会保険担当者は納付したとするが、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月29日から同年12月1日まで

私は、昭和25年7月3日にB社に入社して以来、平成4年1月31日に退職するまで、同社のグループ会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の福利厚生を所管するC社から提出された申立人に係る人事台帳により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年11月15日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社からD社への異動日について、C社では、「11月半ばの発令であった場合、当時は、前の勤務先における厚生年金保険被保険者資格喪失日及び赴任先における資格取得日を12月1日として手続を行う慣行であった。」としていることから、A社における資格喪失日は、D社における資格取得日と同日の昭和40年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から 41 年 3 月 6 日まで
② 昭和 41 年 8 月 1 日から 43 年 10 月 8 日まで
③ 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 10 月 5 日まで

申立期間について、昭和 47 年 2 月 18 日に一括して脱退手当金を支給されていることが分かった。

しかし、私は、申立期間①については、A社を退職する際に、脱退手当金の請求を同社に依頼した記憶があるので、脱退手当金を受給したのかもしれないが、申立期間②及び③については、当時、1歳と2歳の子供を抱え、車等の移動手段も無く、社会保険事務所（当時）に請求手続に出向くことは困難な状況にあったので、このような記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年4か月後の昭和 47 年 2 月 18 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②及び③の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは、事務処理上、不自然である。

なお、申立人は、「A社を退職する際に、脱退手当金の請求を同社に依頼

した記憶があるので、脱退手当金を受給したのかもしれない。同社を退職する際に退職金を受け取った記憶は無い。」と述べているところ、i) A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後50人の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年間に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たしている15人の受給状況を調査した結果、全員に脱退手当金が支給された形跡がうかがえないこと、ii) 同社では、「当時の退職金規程によれば、退職金として給与1か月分前後の金額が申立人に支払われたものと思われる。」としていること、iii) 申立人は、脱退手当金の請求手続、受給時期及び金額等についての具体的な記憶が定かではないことを踏まえると、申立人は、脱退手当金と退職金を混同しているものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社D支社）における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和34年3月にA社に入社し、転勤はあったが、同社がC社と合併した後の平成12年3月末に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の継承事業所であるC社から提出された申立人に係る人事台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社E支社（現在は、C社F支社）から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事台帳において確認できる発令日が昭和40年4月21日となっており、申立人は、申立期間において、A社B支社に勤務していたと認められることから、同社同支社における資格取得日は、同社E支社における資格喪失日と同日の昭和40年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から52年12月まで

私は、A市B町に住んでいる時に近所の女性から国民年金への加入を強く勧められ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってその女性に納付したと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月の分までさかのぼって国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人が所持する年金手帳及び申立人に係るオンライン記録によれば、申立期間直後の53年1月31日に任意加入したことが確認できることから、任意加入対象期間である申立期間について、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金の加入手続及び納付金額等についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年3月まで

私の母は、私が20歳になった平成2年に私の国民年金の加入手続きを行い、その後、毎月、国民年金保険料を納付したことを記憶している。

また、もしも私の母が納付していなかったとしても、私がA市に転居した際、未納となっていた国民年金保険料の納付書が大量に届き、納付金額が十数万円と高額だったため、両親に借りたお金で納付した記憶もある。

申立期間の国民年金保険料の納付について、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、20歳になった平成2年に申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、毎月、国民年金保険料を納付したと述べていたところ、国民年金異動報告書によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の3年7月に払い出されたことが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、その後、申立人は、A市に住民票を異動した平成3年8月以降に国民年金保険料の納付書が大量に届き納付したとも述べており、申立内容が変遷しているところ、申立人に係るオンライン記録によれば、申立期間は未加入期間として処理されていることから、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 658 (事案 421 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から42年10月まで

私は、A町において国民年金に加入した昭和36年4月から、集金に来ていた地区の班長に毎月現金で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A町が作成した国民年金被保険者名簿及び申立人に係るオンライン記録によれば、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できること、ii) 申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、昭和36年4月の加入当初から集金人に国民年金保険料を毎月納付していたと述べているところ、前述の国民年金被保険者名簿によれば、同年4月から37年3月までの国民年金保険料は38年1月21日に一括して過年度納付されていること、及び申立人に係る特殊台帳によれば、37年4月の国民年金保険料は50年12月6日に特例納付されていることが確認できるなど、申立人が記憶する納付状況とは異なっており、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 31 日から 46 年 2 月ごろまで
私は、昭和 45 年 5 月に A 社 B 営業所に入社し、翌年の 2 月ごろまで勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることが分かった。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 営業所の同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、同社同営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和 45 年 8 月 30 日に離職していることが確認でき、オンライン記録とも合致している上、C 団体が保管する申立人の厚生年金基金の加入記録とも一致している。

また、A 社は、昭和 56 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の継承事業所の現在の事業主及び前述の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで A 事業所に非常勤講師として勤務しており、勤務形態に変更は無かったにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書及び A 事業所から提出された申立人に係る履歴書により、申立人は、申立期間において、非常勤講師として同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A 事業所は、昭和 51 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間は、同事業所が適用事業所となっていない期間である上、申立人と同じ非常勤講師として同事業所に勤務していた同僚は、「私は、A 事業所に非常勤講師として採用された 1 年後の昭和 51 年 4 月 1 日に、厚生年金保険に加入している。」と述べており、当該同僚の申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、「非常勤講師の社会保険等加入の取扱いについて」（昭和 52 年 3 月 8 日付け B 県教育委員会課長通知）には、「昭和 51 年度より 1 年間の雇用期間のある者に限って加入させることとした。」と記載されており、B 県教育委員会では、申立期間当時、非常勤講師は厚生年金保険被保険者となることができなかったとしている。

なお、B 県教育委員会に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 924 (事案 384 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月10日から26年5月1日まで
② 昭和28年2月28日から同年3月30日まで

私は、昭和25年7月10日から31年10月1日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 当時の同僚と思われる者に照会しても、申立人の勤務実態を把握できる関連資料及び回答を得ることはできなかったこと、ii) 厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できないこと、iii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和26年5月1日に被保険者資格を取得し、28年2月28日に被保険者資格を喪失した後、同年3月30日に再び被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録に訂正などの不自然な点は見当たらないこと、iv) 同社の継承事業所であるB社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」でも、申立人が同年2月28日に「退職」により被保険者資格を喪失したことが確認できる上、「健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書」でも、申立人が同年3月30日付けでA社において被保険者資格を再取得したことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年4月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は従来 of 主張を繰り返すのみであり、新たな資料等を提出していない。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、新たに連絡の取れたA社の当時の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

なお、申立人は、試用期間は無かったと述べているところ、前述の同僚は、「私は入社後、事業所の労務管理者から、1、2年程度の試用期間があるため、すぐには正社員にはなれないと言われた記憶がある。また、時期は特定できないものの、申立人は、申立事業所に出たり入ったりした記憶がある。」旨を述べている。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 16 日から 49 年 3 月 12 日まで
私は、勤務していた事業所を昭和 46 年 5 月 15 日に退職した直後に、A 社に入社し、49 年 3 月 11 日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 58 年 3 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、A社の同僚は、「A社では、厚生年金保険への加入は希望制だった。」と述べているところ、同僚が申立期間における同社の従業員として氏名を挙げている者のうち3人については、厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から29年2月1日まで

私は、昭和26年5月20日にA社に入社し、製造の仕事に従事していた。27年9月1日にほかの従業員と共に同社の関連会社であるB社に異動し、申立期間も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人、当時の役員及び同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同職種の同僚二人は、昭和27年9月1日にA社において被保険者資格を喪失し、相当期間後にB社において被保険者資格を取得したことが確認でき、その間の被保険者記録は確認できない。

また、前述の同僚とは別の同僚は、「A社では、定期的に給与が支給されていたが、B社では、給与の遅配があり、月数回に分けて支給されるなど不規則な形態に変わり、給与明細書ももらえなかった。同社は経営状態も悪く、入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったと思う。その間、厚生年金保険料も給与から控除されていなかったと思う。」と述べている。

さらに、B社において経理を担当していたとする当時の事業主は、既に死亡しており、現在の事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を

うかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 6 日から同年 10 月 25 日まで

私は、昭和 44 年 5 月 6 日に A 社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 10 月 25 日になっている。雇用保険被保険者資格取得日は同年 5 月 6 日になっているので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、複数の同僚が、申立期間当時、A 社では 1 か月から 6 か月の試用期間があったと述べている。

また、申立人は、「厚生年金保険料を控除されていた記憶がある上、申立期間より前には A 社とは別の事務所に勤務しており、国家資格取得が目前であったにもかかわらず、他の同僚と同様に試用期間があったことに納得できない。」旨を述べているところ、A 社の責任者は、「申立期間当時は、申立人のような実務経験者であっても、試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と述べている。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主及び複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月 2 日から 63 年 5 月ごろまで
② 昭和 63 年 5 月ごろから平成 4 年 1 月 1 日まで

私は、A社の社長の勧めにより、昭和 61 年 12 月 2 日に同社に入社したにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、私は、昭和 63 年 5 月ごろから平成 5 年 9 月 20 日まで、A社の関連会社であるB社（現在は、C社）が経営するD社E店に勤務していたにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、それぞれ被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社発行の「在籍証明」及び同社の「名簿」により、申立人は、当時、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社から社会保険事務を委託されている社会保険労務士事務所が保管する「社会保険雇用保険被保険者台帳」によれば、申立人の「健保・年金資格取得年月日」は平成 5 年 9 月 21 日、「健保・年金資格喪失年月日」は 9 年 1 月 31 日と記載されていることが確認できるところ、当該記録は、申立人に係るオンライン記録と一致しており、同事務所では、当該記録以外に申立人に係る記録は見当たらないとしている。

また、前述の「名簿」に記載された者を含め、A社において厚生年金保険被保険者だった複数の同僚は、「厚生年金保険に加入していない従業員がいた。」と述べている。

さらに、申立期間①当時、申立人は国民年金に加入し、このうち 12 か月分の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

申立期間②については、申立人から提出された「D社損益計算書」及び複数の同僚の記憶により、申立人は、当時、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B社は、昭和63年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間②には、同社が適用事業所となっていない期間も含まれている。

また、申立人に係る申立期間②の雇用保険の加入記録は確認できないところ、C社では、「厚生年金保険と雇用保険は同時に手続を行っていたので、雇用保険に加入していなければ、厚生年金保険にも加入していなかったのではないか。」としている。

さらに、申立期間②当時、申立人は国民年金に加入し、このうち7か月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人の扶養親族であった子が平成2年11月から3年12月まで受診した医療機関によれば、申立人の子は、その際、申立人が居住するF町の国民健康保険被保険者証を使用したとしていることから、申立人自身も、当時、国民健康保険に加入していたものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。